

# スタートアップ起業支援事業補助金交付要綱

令和5年4月24日商産第80号

## (通則)

第1条 スタートアップ起業支援金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助金交付の目的)

第2条 この補助金は、県が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して起業をする者に対して、起業に必要な経費の一部（以下「起業支援金」という。）の支給及び事業の成長を加速するための経営面等に係る各種支援（以下「伴走支援」という。）を行うことにより、スタートアップの創出を図り、沖縄県における新たな産業の創出及び社会課題の解決を促進することを目的とする。

## (補助金の対象、経費及び補助率)

第3条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、次に掲げる業務を効率的かつ適切に執行できる団体を公募により1者選定し、起業支援金の支給及び伴走支援に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 起業をする者の事業計画の審査及び採択並びに起業支援金の交付決定及び支給
  - (2) 起業をする者への広報・周知
  - (3) 起業をする者及び起業をした者に対する伴走支援
- 2 経費区分及び補助率は、別表のとおりとする。
- 3 補助金の額に千円未満の端数がある場合は、千円未満の額を切り捨てるものとする。

## (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）及び添付書類（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (補助金の交付決定)

第5条 知事は、申請書を受理したときは、当該申請書を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金にかかる消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### (計画変更等の承認)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ計画変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 別表に示す区分内における補助対象経費の20%以内の配分の増減
  - (2) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
  - (3) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- 2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 3 知事は、前二項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

#### (事故の報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（第4号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

#### (契約等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、相見積もり取得等による一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難若しくは不適当である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、事前に、知事に届け出なければならない。

#### (産業財産権に関する届出)

第9条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権届出書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 10 日以内に、交付申請取下げ書（第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第 11 条 補助事業者は、知事が報告を求めたときは速やかに遂行状況報告書（第 7 号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助対象事業の廃止の承認を受けた日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月 20 日のいずれか早い日までに実績報告書（第 8 号様式）及び添付書類を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 6 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。  
3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 知事は、第 6 条第 2 項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 5 条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合  
(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合  
(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合  
(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合  
2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、第13条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(第9号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

(補助金の支払)

- 第16条 補助金は、第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。
- 2 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、概算払請求書(第10号様式)又は精算払請求書(第11号様式)を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

- 第17条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(第12号様式)を備え管理しなければならない。
  - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第12条第1項に定める実績報告書に取得財産等管理明細表(第13号様式)を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第18条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(第14号様式)を知事に提出しなければならない。

#### (成果の報告)

第 19 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、当該補助事業に係る過去 1 年間の事業実施状況などについて、事業実施状況等報告書（第 15 号様式）により知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に報告させることができるものとする。

#### (収益納付)

第 20 条 補助事業者は、補助事業実施中及び終了後一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定等により収益があったときは、収益状況報告書（第 16 号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、知事の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。
- 3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付すことができる。

#### (補助金の経理)

第 21 条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならぬ。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）日の属する年度の翌年度から 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならぬ。

#### (間接補助金交付の際付すべき条件)

第 22 条 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付けられた条件と同一の条件を付さなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第 16 条第 1 項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

#### (雑則)

第 23 条 本要綱に定めるほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 24 日から施行する。
- 2 本要綱は、令和 8 年 3 月 31 日に失効する。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

**附 則**

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

経費区分		補助対象経費	補助率
① 起業支援金	新たに起業する者が起業に必要な経費に対し、2分の1以内（最大200万円）を補助することに要する経費	人件費※ <sup>1</sup> 、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、その他知事が必要と認める経費  ※ <sup>1</sup> 交付決定を受けた事業者の当該事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く。	10分の10 以内
② 事務経費	公募から採択までの業務を含めた一連の執行業務に係る経費  起業に関する伴走支援業務に係る経費	人件費※ <sup>2</sup> 、事務所等借料、謝金、旅費、会議費、借料、通信運搬費、水道光熱費、消耗品費、雑役務費、外注費、委託費、広報・周知費、その他の経費（伴走支援など当補助事業の実施に当たって必要となる経費）  ※ <sup>2</sup> 補助事業に直接従事する従業員に限る。	

※ ①、②間での配分の変更は規模を問わず認めない。